

Baycom マンション安心・快適パック利用契約約款

第1条（総則）

株式会社ベイ・コミュニケーションズ（以下「BAY」という。）と、建築基準法に定める特殊建築物のうち共同住宅またはこれに類する用途に供する建築物（以下「本集合住宅」という。）に対して第2条に定めるBAYのサービス提供を希望する者（以下「申込者」という。）との間に締結される契約（以下「利用契約」という。）は、以下の条項によるものとする。

第2条（サービスの内容）

- 1 BAYは、本集合住宅に対し、放送法第2条に定める基幹放送事業者の行うテレビジョン放送及びFM放送のうちBAYが定めた放送の同時再放送サービスを提供する。
- 2 本集合住宅の居室を継続的に使用する者（以下「居住者」という。）は、前項の同時再放送サービスを利用できるほか、BAYが別途定める契約約款に基づき契約を締結し、BAYが行う有料サービスを利用することができる。
- 3 居住者は、前項の規定にかかわらず、デジタル放送サービス及びインターネット接続等の電気通信サービスについては、本集合住宅がBAYのサービス提供に必要な技術的要件を満たす場合に限り利用できる。
- 4 BAYは、本集合住宅限定で Baycom マンション安心・快適パック利用申込書に記載するBAYが提供する有料サービスを特別割引料金にて提供し、費用は、利用を希望する居住者が負担するものとする。
- 5 居住者はBAYが提供する会員サービス「Baycom クラブオフ」を希望すれば登録のうえ無料で利用することができる。

第3条（利用申込）

申込者は、あらかじめBAY所定の Baycom マンション安心・快適パック利用申込書（以下「利用申込書」という。）に必要な事項を記載し、BAYに提出しなければならない。

第4条（契約の単位）

利用契約は、本集合住宅に対する引込線の一回線ごとに行う。ただし、次の場合には、引込線の回線数によらず単位を一として契約する事ができる。

- (1) 引込線が複数回線であっても、本集合住宅が家屋番号などにより特定できる単一の建築物であるとき。
- (2) 複数の区分所有建物、公営共同住宅が単一区画内に団地を構成する場合で、申込者が単独であるとき。
- (3) その他BAYが承諾したとき。

第5条（契約の成立）

利用契約は、申込者が第3条の規定に従って申し込み、BAYがこれを承諾したときに成立する。ただし、引込線を保守することが技術上もしくは経営困難となったときまたは申込者が利用契約に違反するおそれがあると認められたときは、BAYは、利用の承諾を撤回することができる。

第6条（契約の有効期間）

利用契約の有効期間は、契約成立の日から3年間とする。ただし、契約期間満了の1か月前までにBAY、申込者のいずれからも何らの意思表示がない場合、引き続き1年間自動的に延長するものとし、以後も同様とする。

第7条（施設の設置と費用の負担）

- 1 BAYのサービスの提供に必要な施設の設置、保守等の工事のうち、BAY所定の使用機器、工法等によりBAYが行う工事は、次のとおりとする。
 - (1) 本集合住宅がBAYの定める設計基準によることなく建築された場合には、BAYは、申込者の指定する利用開始予定日までにテレビ引込線を敷設、保安器の取付けおよび本集合住宅の既設のテレビ共聴施設のうちBAYの基準に合致しない施設の改修を行い、利用申込書に記載の導入一時金を申込者が負担する。この場合、BAYは、本集合住宅の自営柱または建物外壁に保安器を設置する。
 - (2) 本集合住宅への引込方法として埋設管路を使用した場合で、施設工事完了後何らかの理由により埋設管路の移設等が必要になった場合は、申込者または居住者の責任と負担により移設を行うものとする。
 - (3) Bay光（光配線）の提供に必要な光ケーブル線の引込および共用部光ケーブル配線、光カブラ（分配器）、D-ONU（専有部設置光回線終端装置）等の機器については、BAYが設置し、その費用を負担する。
 - (4) BAYは、申込者と協議のうえ、前号に定める工事に必要な光ケーブル引込配管、共用部スペース（木板付きの施錠可能な取り付け盤）、光ケーブル配管等を必要に応じて設置し、その費用を負担する。
- 2 BAYは、第1項の工事を行う際、必要に応じて本集合住宅の敷地、建物内部に立ち入りこれらが無償で使用できるものとし、地主、家主その他の利害関係人があるときは、申込者があらかじめその承諾を得、利害関係人との交渉において責任を負わなければならない。
- 3 BAYが設置したBAYの施設の運用に係る電気等の使用料金は申込者が負担するものとする。

第8条（施設の所有と維持管理）

- 1 本集合住宅における施設の所有区分および維持管理について、次のとおりとする。
 - (1) BAYの幹線設備から保安器までのテレビ引込施設およびBAYの幹線設備から最初の光カブラまでの光ケーブル引込施設はBAYの所有とし、BAYが維持管理するものとする。保安器出力端子から住居内テレビ端子までの棟内施設（以下「棟内施設」という。）は申込者の所有とするが、棟内施設のうち共用部テレビ増幅器および分配器（以下「CATV対応機器」という。）はBAYが維持管理し、CATV対応機器を除く棟内施設は申込者が維持管理するものとする。なお、CATV対応機器は、故障、経年劣化等の不具合が生じている場合のみBAYの負担で交換作業を実施するものとし、申込者の希望による無償交換には応じないものとする。
 - (2) 共用部光カブラおよび共用部光ケーブルは申込者の所有とするが、BAYが維持管理するものとする。専有部光ケーブルは居住者の所有とし、居住者が維持管理するものとする。BAYが居住者の希望に応じて各住居専有部に設置するD-ONU等の機器はBAYの所有とし、BAYが維持管理するものとする。保安器の設置場所は原則として建物壁面またはBAYの幹線に隣接する敷地内に申込者が設置する自営柱とし、光カブラの設置場所は原則として建物共用部スペースとする。
 - (3) BAYにより設置される保安器が前号以外の場所に設置された場合、BAYの幹線施設から敷地境界線までの施設をBAYの所有とし、BAYが維持管理するものとする。申込者は、敷地境界線から棟内施設までを所有するが、棟内施設のうちCATV対応機器はBAYが維持管理し、CATV対応機器を除く棟内施設は申込者が維持管理するものとする。
- 2 BAYは維持管理上、申込者または居住者のサービス受信に関する異常の有無を定期的に点検するものとし、申込者または居住者はこれに協力するものとする。BAYと申込者は、点検を行う具体的な周期について別途協議するものとする。

第9条（施設の貸借）

BAYは、利用契約の有効期間中は、BAYのサービス提供のため建物共聴施設を無償で使用できるものとする。

第10条（BAYの営業活動に係る協力）

申込者は、本集合住宅においてBAYが行うBAYのサービスに係わる営業活動についてこれを了承するものとする。

第11条（施設の故障等に伴う責任負担）

- 1 BAYは、居住者からBAYのサービスの提供を受けるに際して異常の申し出があった場合には、これを調査し必要な処置を講ずる。ただし、異常の原因が居住者の所有する宅内機器、CATV対応機器を除く建物共聴施設または専有部光ケーブルの不具合等にあると認められる場合はこの限りではない。
- 2 BAYのサービスの提供を受けるに際し、異常の生じている原因が居住者の所有する宅内機器または専有部光ケーブルの不具合等にある場合には、この修復に要する費用は居住者が負担

するものとする。また、異常の生じている原因がCATV対応機器を除く建物共聴施設の故障等にある場合には、修復に要する費用は申込者が負担するものとする。

3 故意または過失によりBAY所有の施設に故障等を生じさせた者は、この修復に要する費用を負担するものとする。

第12条（遵守事項）

申込者は、本集合住宅のテレビ、インターネット、電話の共用設備の改変または増設工事を行う場合、事前に文書によりBAYに対して連絡し、了承を得ることとする。

第13条（サービスの中断・停止）

1 BAYは、BAY所有の施設の維持管理の必要上やむを得ずサービスの提供を一時中断することがある。また、BAYは、天災、事変、その他BAYの責に帰さない事由によりサービスを停止する事がある。

2 BAYは、前項の中断、停止によって起こる損害の賠償には応じないものとする。

第14条（利用契約の解約）

申込者が利用契約を解約しようとする場合は、解約を希望する60日前までに、文書によりBAYに申し出るものとする。利用契約の解約後は、第2条第4項に定める特別割引料金は、解約月の翌月からすべて通常料金となるものとする。

第15条（利用契約の解除）

BAYは、申込者が利用契約に違反する行為があった場合は、本集合住宅へのサービスの提供の停止または利用の解除を行うことができる。利用契約の解除後は、第2条第4項に定める特別割引料金は、解除月の翌月からすべて通常料金となるものとする。

第16条（申込者・居住者に係る情報の取扱い）

1 BAYは、サービスを提供するために必要な申込者または居住者に係る情報を、適法かつ公正な手段により収集し、適切に取り扱うものとする。

2 前項により、収集し知り得た氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは居所、請求書の送付先等の情報を、BAYは、次の各号の業務遂行上必要な範囲を超えて利用しないものとする。

(1) サービスの提供を開始、継続、または終了（お客様センター対応、施工、顧客管理、料金請求、障害検知・復旧等の業務に必要な場合を含む）するために利用する場合

(2) サービスの新規開発、サービス向上、顧客満足、解約理由の調査、分析を行う場合

(3) 個人情報を個人の識別ができない統計データ等の二次的データとして開示する場合

3 BAYは、前項の利用目的に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託する場合があるものとする。

4 BAYは、次の各号の場合を除き、本人以外の第三者に個人情報を提供しないものとする。

(1) 本人の同意がある場合

(2) 申込者のサービス利用に係わる債権・債務の特定、支払いおよび回収のため必要な範囲で金融機関に個人情報を開示する場合

(3) 裁判官の発付する令状により強制処分として捜索・押収等がなされる場合

(4) 法律上の照会権限を有する公的機関からの照会がなされた場合その他法令の規定に基づき提供しなければならない場合

(5) 人の生命、身体および財産等に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合

5 第2条第2項の有料サービスを契約する居住者の個人情報は、当該契約約款に基づくものとする。

第17条（反社会的勢力の排除）

1 申込者およびBAYは、次の各号に掲げる事項について相互に保証する。

(1) 現在および将来において、自社、自社の取締役、監査役等の会社役員および自社の従業員その他自社と雇用契約を締結しているすべての者並びに主要な株主が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロその他暴力、威力、詐欺手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人ないしこれらに準じる者（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと。

(2) 反社会的勢力から、直接・間接を問わず、かつ、名目の如何を問わず、資本・資金を導入し、資本・資金関係の構築を行っておらず、今後も行わないこと。

(3) 反社会的勢力に対して、直接・間接を問わず、かつ、名目の如何を問わず、資金提供を行っておらず、今後も行わないこと。

(4) 現在および将来において、反社会的勢力が、直接・間接を問わず、自社の経営に関与していないこと。

(5) 取引の相手方に対し、暴力的または威迫的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為を行わないこと。

2 申込者およびBAYは、前項の保証に反していると合理的に判断したときは、相手方に対する一方的な意思表示によって、本契約を解除することができる。

3 申込者およびBAYは、相手方に対し、第1項の保証の違反ないし前項による契約の解除によって被った損害の賠償を請求することができる。また、相手方は、本契約の解除により生じた損害について何らの請求もできない。

第18条（疑義の解釈等）

利用契約に定めのない事項及び疑義が生じた場合、BAY及び申込者は、誠意をもって協議のうえ解決を図るものとする。

第19条（約款の変更）

1 この約款の各条項は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合には、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとする。

2 前項によるこの約款の変更の際には、変更後の約款の内容と適用開始日を、店頭表示、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとする。

第20条（裁判管轄）

万一、利用契約に関する法律上の紛争が生じた場合は、BAYの本店所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

第21条（定めのない事項）

この約款に定めのない事項または疑義が生じた場合、もしくはこの約款を変更しようとする場合には、BAYおよび申込者はこの契約の趣旨に従い、誠意をもって協議するものとする。

付則

・BAYは特に必要があるときには、この約款に特約を付することができるものとする。

・この約款は、2020年4月1日より実施するものとする。